

# 移植医療特約(02)目次

(平成25年4月改定)

## この特約の主な内容

### 1 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期  
第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

### 2 給付金の支払

- 第3条 給付金の支払  
第4条 給付金を支払わない場合  
第5条 特約保険料の払込免除  
第6条 給付金の請求手続、支払の時期および場所

### 3 告知義務および特約の解除

- 第7条 告知義務  
第8条 告知義務違反による解除  
第9条 重大事由による解除

### 4 保険料の払込

- 第10条 特約保険料の払込  
第11条 払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱  
第12条 特約の失効・消滅  
第13条 特約の復活

### 5 特約の更新

- 第14条 特約の更新

### 6 社員配当金

- 第15条 社員配当金

### 7 特約の解約および払戻金

- 第16条 特約の解約  
第17条 特約の払戻金

### 8 特約の内容の変更・その他

- 第18条 特約基本保険金額の減額  
第19条 法令等の改正に伴う支払事由の変更  
第20条 主契約が終身医療保険契約に変更された場合  
第21条 管轄裁判所  
第22条 主約款の規定の準用

### 9 特則

- 第23条 特約の中途付加に関する特則  
第24条 5年ごと配当付終身医療保険(09)に付加した場合の更新の取扱に関する特則

- 別表1 対象となる移植術・骨髄幹細胞採取手術および給付割合表  
別表2 臓器売買等の行為  
別表3 請求書類

移植医療特約(02)

## 移植医療特約(02)

### (この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が受容者として所定の臓器もしくは組織の移植術を受けたとき、または被保険者が骨髄の提供のための骨髄採取手術を受けたときに、移植医療給付金を支払うことを主な内容とします。

### 1 総則

#### (特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。  
2 この特約の責任開始期は主契約の責任開始期と同一とします。

#### (特約の保険期間および保険料払込期間)

- 第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。

### 2 給付金の支払

#### (給付金の支払)

- 第3条 この特約の移植医療給付金（以下「給付金」といいます。）の支払は、次のとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支 払 額	受取人
移植医療 給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、次の各号のいずれにも該当する別表1に定める移植術（以下「移植術」といいます。）を受けたとき（被保険者が受容者の場合に限りません。）</p> <p>(1) この特約の責任開始（復活が行なわれたときは、最後の復活の際の責任開始とします。以下同じ。）期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする移植術であること。</p> <p>ア. 疾病</p> <p>イ. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）</p> <p>ウ. 不慮の事故以外の外因</p> <p>(2) 主約款に定める病院または診療所において受けた移植術であること。</p> <p>ただし、日本国外にある医療施設で移植術を受けた場合は、次のアおよびイのいずれにも該当する移植術であることを要します。</p> <p>ア. 日本国内の医師が被保険者に対して必要と診断した移植術であること。</p> <p>イ. 前アの医師により紹介された医療施設において受けた移植術であること。</p> <p>(3) 別表2に定める臓器売買等の行為に該当しない移植術であること。</p>	特約基本保険金額に、被保険者が受けた移植術または骨髄幹細胞採取手術に応じた別表1に定める給付割合を乗じて得られる金額	主契約の 給付金受 取人
	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、次の各号のいずれにも該当する別表1に定める骨髄幹細胞採取手術（以下「骨髄幹細胞採取手術」といいます。）を受けたとき。</p> <p>(1) この特約の責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術であること。</p> <p>(2) 主約款に定める病院または診療所において受けた骨髄幹細胞採取手術であること。</p> <p>(3) 別表2に定める臓器売買等の行為に該当しない骨髄幹細胞採取手術であること。</p>		

2 前項の規定にかかわらず、移植術のうちの腎臓移植術および骨髄移植術に対する給付金の支払は、それぞれこの特約の保険期間を通じて3回を限度とし、また、骨髄幹細胞採取手術に対する給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて2回を限度とします。

3 前2項の規定にかかわらず、この特約による給付金の支払は、給付割合を通算して100%をもって限度とします。

4 被保険者が、同時に2種類以上の移植術を受けたときは、最も給付割合の高いいずれか1種類の移植術を受けたものとみなして、第1項の規定により給付金を支払います。

5 この特約の給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

6 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病していた疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に移植術を受けた場合でも、会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病はこの特約の責任開始期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

**（給付金を支払わない場合）**

第4条 会社は、被保険者が次の各号のいずれかによって給付金の支払事由に該当した場合には、前条の規定にかかわらず、給付金を支払いません。

### 給付金を支払わない場合（免責事由）

- (1) 契約者、被保険者または給付金の受取人の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (6) 被保険者の薬物依存【備考参照】
- (7) 地震、噴火または津波
- (8) 戦争その他の変乱

2 前項第7号または第8号の事由により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

#### （特約保険料の払込免除）

第5条 この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### （給付金の請求手続、支払の時期および場所）

第6条 契約者または給付金の受取人は、給付金の支払事由が発生したことを知った場合には、すみやかに会社に通知してください。

2 支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく別表3に定める必要書類を提出して、給付金を請求してください。

3 主約款に定める給付金等の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による給付金の支払の場合に準用します。

## 3 告知義務および特約の解除

#### （告知義務）

第7条 この特約の締結または復活の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

#### （告知義務違反による解除）

第8条 契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。

3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約の給付金の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに給付金の支払を行っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

4 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除をします。

5 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。

6 本条の規定によってこの特約を解除した場合に第17条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。

7 会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除を行なうことができません。

(1) 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。

(2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、前条の告知の際に、契約者または被保険者とその告知をすることを妨げたとき。

(3) 保険媒介者が、前条の告知の際に、契約者または被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

(4) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき。

(5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき。

8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかったとしても契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

### (重大事由による解除)

- 第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
    - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
    - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
    - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
    - エ. 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (5) 主契約に付加されている特約または他の保険契約（契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
- 3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除事由によるこの特約の給付金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号アからオまでに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除をしません。また、この場合に、すでに給付金の支払を行っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 4 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定によってこの特約を解除した場合に第17条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。

---

## 4 保険料の払込

---

### (特約保険料の払込)

- 第10条 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一括払の場合も同様とします。
- 2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
  - 3 主契約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合は、次に定めるところによります。
    - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
    - (2) 前号に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。

### (払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第11条 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後猶予期間の満了する日までに給付金の支払事由が発生した場合は、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。
- 2 前項の場合で支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間が満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合は、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

### (特約の失効・消滅)

- 第12条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
- 2 次の各号に該当した場合、この特約は消滅したものとみなします。
    - (1) 主契約の保険金を支払ったとき。
    - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき。ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合を除きます。

(3) この特約の給付金の支払額が、第3条第3項に定める支払限度に達したとき。この場合には、保険証券に表示します。

#### (特約の復活)

第13条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。

2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

---

## 5 特約の更新

---

#### (特約の更新)

第14条 この特約の保険期間満了の日が主契約の保険期間満了の日（主契約の保険期間が終身の場合は、被保険者の年齢が80歳となる契約応当日の前日。以下本項において同じ。）前にある場合は、契約者がこの特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までにこの特約を更新して継続しない旨会社の本社に書面をもって通知しない限り、この特約の保険期間満了の日の翌日（以下「特約の更新日」といいます。）に、この特約は、更新して継続されます。ただし、この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていない場合、または次の各号のいずれかに該当する場合には更新できません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険期間満了の日をこえるとき。

(2) 更新時に、会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。

2 前項の規定によりこの特約が更新される場合、更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号に該当する場合には、会社の定める範囲内で保険期間を短縮してこの特約を更新します。

3 この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合は、契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新するものとしします。この場合、前2項の規定を準用します。ただし、前回の特約の更新の際に、前項ただし書の規定によりこの特約の保険期間を短縮して更新した場合には、その短縮前の保険期間と更新後の主契約の保険期間のいずれか短い期間を更新後のこの特約の保険期間とします。

4 前2項の規定にかかわらず、契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で更新後の保険期間を変更して更新することができます。

5 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合は、第10条（特約保険料の払込）の規定にかかわらず、特約の更新日までにこの特約の保険料を一括して前納してください。

6 前項の保険料払込の猶予期間は2ヵ月とし、保険料が払い込まれないまま猶予期間を経過したときは、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅します。

7 この特約を更新した場合には、第3条（給付金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）および第8条（告知義務違反による解除）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

8 本条の規定によってこの特約が更新された場合、更新時以後のこの特約には、当該更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

9 第1項および第2項の規定によりこの特約が更新されたときは、会社は、次の各号に定める事項を記載した更新通知書を発行し、保険証券は発行しません。

(1) 会社名

(2) 契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項

(4) 更新した特約の種類

(5) 更新後の特約の保険期間

(6) 更新後の特約の特約基本保険金額

(7) 更新後の保険料およびその払込方法

10 前各項の規定のほか、この特約の更新について主約款に定める主契約の更新に関する規定を準用します。

---

## 6 社員配当金

---

#### (社員配当金)

第15条 この特約に対する社員配当金はありません。

---

## 7 特約の解約および払戻金

---

#### (特約の解約)

第16条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

2 前項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に表示します。

#### (特約の払戻金)

第17条 この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合、この特約の払戻金はありません。

- 2 この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合、この特約が効力を失うか、解約もしくは解除されたとき、または第12条（特約の失効・消滅）第2項第2号の規定によって消滅したときの払戻金は、次のとおりです。
  - (1) この特約の払戻金は、保険料払込期間中のときはこの特約の保険料が払い込まれた年月数により、その他のときはその経過年月数によって、会社の定める方法で計算した金額を契約者に支払います。
  - (2) 主約款の規定によって主契約の責任準備金を支払う場合には、保険料払込期間中のときはこの特約の保険料が払い込まれた年月数により、その他のときはその経過年月数によって、会社の定める方法で計算した責任準備金を、主契約の責任準備金とともに支払います。
- 3 前項により払戻金が支払われた場合には、保険証券に表示します。
- 4 主約款に定める給付金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、本条の場合に準用します。

---

## 8 特約の内容の変更・その他

---

### （特約基本保険金額の減額）

第18条 契約者は、いつでも別表3に定める必要書類を会社に提出して、将来に向かって特約基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約基本保険金額が会社の定めた条件に満たないときは、本条の取扱をしません。

- 2 前項の規定によって特約基本保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、保険証券に表示します。

### （法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第19条 会社は、臓器の移植に関する法律および同法に基づく命令の改正が行なわれた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
- 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、臓器の移植に関する法律および同法に基づく命令を改正する法令の公布時期等やむを得ない事由により、支払事由の変更日の2ヵ月前までに通知することが困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとします。
- 4 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合で、契約者がその変更を承諾しないときは、この特約は、支払事由の変更日から将来に向かって解約されたものとしします。

### （主契約が終身医療保険契約に変更された場合）

第20条 この特約が付加された主契約が5年ごと利差配当付新医療保険、無配当新医療保険または5年ごと配当付医療保険(09)の場合で、主契約が終身医療保険契約に変更されるときは、この特約も同時に変更後の終身医療保険契約を主契約とする特約へ変更されるものとしします。この場合、変更後の特約の特約基本保険金額は、変更前のこの特約の特約基本保険金額と同額としします。

- 2 前項の規定によってこの特約が変更された場合には、次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) 変更後の特約の責任開始の日は主契約の変更日とし、変更前のこの特約は、その変更日の前日の満了時に消滅するものとしします。
  - (2) 変更後の特約の保険期間は、主契約の変更日から主契約の保険料払込期間満了の日（主契約の保険料払込期間が終身の場合は、被保険者の年齢が80歳となる契約応当日の前日）までの期間内で定めるものとしします。
  - (3) 給付金の支払、特約保険料の払込免除および告知義務違反による解除の規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後の特約の保険期間は継続されたものとしします。
  - (4) 変更後の特約には、主契約の変更日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 3 主契約の変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、第1項の変更は行ないません。この場合、この特約は、主契約の変更日の前日の満了時に消滅するものとしします。
- 4 第1項または前項の場合には、保険証券に表示します。

### （管轄裁判所）

第21条 この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

### （主約款の規定の準用）

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

---

## 9 特 則

---

### （特約の中途付加に関する特則）

第23条 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項の規定にかかわらず、主契約の契約日後、契約者から申出があった場合には、会社は、新たにこの特約に対する告知を求め、会社の定める基準に基づいて被保険者の選択を行なったうえ、会社が承諾したときは、この特約を主契約に中途付加することができます。

2 この特約の中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 会社は、次のアまたはイに定める時から、中途付加したこの特約上の責任を負います。
  - ア. 会社がこの特約の付加を承諾して、この特約の第1回保険料として会社の定めた金額を受け取った時
  - イ. この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- (2) この特約の第1回保険料の払込に際しては、第10条（特約保険料の払込）第1項の規定は適用しません。
- (3) この特約を中途付加した場合には、この特約に関する次に定める事項を保険証券に表示するものとし、新たな保険証券は発行しません。
  - ア. 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
  - イ. 特約の種類
  - ウ. 保険期間
  - エ. 特約基本保険金額
  - オ. 保険料
  - カ. 中途付加日
  - キ. 保険証券に表示した年月日

**（5年ごと配当付終身医療保険(09)に付加した場合の更新の取扱いに関する特別）**

第24条 この特約を5年ごと配当付終身医療保険(09)に付加した場合、この特約の更新については、第14条の規定にかかわらず次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間満了の日が、被保険者の年齢が80歳となる契約応当日の前日よりも前にある場合は、契約者がこの特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までにこの特約を更新して継続しない旨会社の本社に書面をもって通知しない限り、この特約の更新日に、この特約は更新して継続されます。ただし、この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていない場合、または更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、この特約の更新を取り扱いません。
- (2) 前号の規定によりこの特約が更新される場合、更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の場合には保険期間の変更を取り扱います。
  - ア. 更新後のこの特約の保険期間を更新前の保険期間と同一とした場合に、更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえることとなるときは、更新後の保険期間を主契約の保険料払込期間満了の日まで短縮して更新します。
  - イ. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日にこの特約を更新する場合で、更新前の保険期間が前アの規定により短縮されているときは、その短縮前の保険期間と主契約の被保険者の年齢が80歳となる契約応当日の前日までの期間のいずれか短い期間を更新後の保険期間とします。
  - ウ. 更新後のこの特約の保険期間を更新前の保険期間と同一とした場合に、更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえることとなるときは、更新後の保険期間を被保険者の年齢が80歳となる契約応当日の前日まで短縮して更新します。
- (3) 前号の規定にかかわらず、契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で更新後の保険期間を変更して更新することができます。
- (4) 更新後のこの特約の第1回保険料は、特約の更新日の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、次のとおり取り扱います。
  - ア. 第11条（払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）および主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
  - イ. 更新後のこの特約の第1回保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときには、この特約は更新前の特約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅します。
- (5) 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日以後にこの特約を更新する場合には、第10条（特約保険料の払込）および前号の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険料の払込について、次に定めるところにより取り扱います。
  - ア. 更新後のこの特約の保険料の払込方法は一時払とします。ただし、主契約の保険料払込期間中にこの特約の保険料の払込が免除されていた場合には、この限りではありません。
  - イ. この特約の更新後の一時払保険料は、特約の更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、第11条（払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）および主約款に定める保険料の払込方法＜回数＞が年払の場合の猶予期間の規定を準用します。
  - ウ. 前イの一時払保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときには、この特約は更新前の特約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅します。
- (6) この特約の保険料の払込方法が一時払の場合で、被保険者がこの特約の保険期間中に保険料の払込免除事由に該当したときは、この特約の更新は取り扱いません。
- (7) 本条の規定によってこの特約が更新された場合、第3条（給付金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）および第8条（告知義務違反による解除）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続したものと

して取り扱います。

(8) 本条の規定によってこの特約が更新された場合、更新時以後のこの特約には、当該更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(9) この特約が更新されたときは、会社は、次に定める事項を記載した更新通知書を発行し、保険証券は発行しません。

- ア. 会社名
- イ. 契約者の氏名または名称
- ウ. 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- エ. 更新した特約の種類
- オ. 更新後の特約の保険期間
- カ. 更新後の特約の特約基本保険金額
- キ. 更新後の保険料およびその払込方法

## 備考

### 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

## 別表1 対象となる移植術・骨髄幹細胞採取手術および給付割合表

### 1. 移植術

この特約の給付金の支払対象となる移植術とは、臓器および組織の機能に障害がある者に対し臓器および組織の機能の回復または付与を目的として行なわれる臓器および組織の移植術をいい、移植術の種類は、心臓移植術、肺移植術、肝臓移植術、脾臓移植術、小腸移植術、腎臓移植術および骨髄移植術（造血機能の回復を目的とした骨髄移植術に限ります。）とします。

なお、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植および人工臓器による移植術は、この特約の給付金の支払対象とはなりません。また、自家移植および再移植については、次の(1)および(2)の場合のみ支払対象となるものとします。

#### (1) 自家移植

骨髄移植術における自家移植

#### (2) 再移植

腎臓移植術または骨髄移植術において、責任開始期以後に初めて当該移植術を受けこの特約の給付金が支払われることとなった後、同一の臓器または組織について受けた再移植

### 2. 骨髄幹細胞採取手術

この特約の給付金の支払対象となる骨髄幹細胞採取手術とは、組織の機能に障害がある者に対し骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞の採取手術をいいます。ただし、その骨髄幹細胞の移植が自家移植の場合を除きます。

### 3. 給付割合表

各移植術および骨髄幹細胞採取手術に対する給付割合は、次のとおりとします。

給付の対象		給付割合
移植術	心臓移植術	100%
	肺移植術	100%
	肝臓移植術	100%
	脾臓移植術	100%
	小腸移植術	100%
	腎臓移植術	30%（2回目以降の支払は10%）
	骨髄移植術	30%（2回目以降の支払は10%）
骨髄幹細胞採取手術		3%

## 備考（別表1）

1. 「異種移植」とは、ヒトと種の異なる個体から得た臓器または組織を使用する移植術をいいます。
2. 「人工臓器」とは、臓器または組織の機能を代行する人工材料または合成物を含むものをいいます。
3. 「自家移植」とは、臓器または組織の提供者と受容者が同一人である移植術をいいます。

4. 「再移植」とは、すでに受けたことのある移植術と同じ種類の移植術を、再度受けることをいいます。
5. 「骨髄移植術」には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含み、固形腫瘍に対する抗がん剤療法および放射線療法に伴う骨髄移植は含みません。
6. 「心臓移植術」には、心臓弁の移植は含みません。
7. 「脾臓移植術」には、脾臓移植は含みません。

## 別表2 臓器売買等の行為

この特約において「臓器売買等の行為」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。	
1.	移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
2.	移植術に使用されるための臓器または組織の提供を受けることもしくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
3.	移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくはその提供を受けることのあっせんをすることもしくはあっせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
4.	移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくはその提供を受けることのあっせんを受けることもしくはあっせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
5.	臓器または組織が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器または組織を摘出しもしくは移植術に使用すること。

### 備考（別表2）

第1項から第4項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存もしくは移送または移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器および組織を提供することもしくはその提供を受けることまたはそれらのあっせんをすることに関して通常必要であると認められるものは、含まれません。

## 別表3 請求書類

	項目	必要書類
1	移植医療給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書および治療証明書 (3) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による場合） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
3	特約基本保険金額の減額 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。